

(改正案)

別記様式

(用紙寸法 縦9センチメートル、横6センチメートル)

(表)

(裏)

第 号
卸売市場検査員証
職 氏 名 生年月日
上記の者は、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
写 年 月 日交付
真 千葉県知事 印
有効期限 年 月 日

卸売市場法（昭和46年 法律第35号）抜粋
（報告及び検査）
第12条 略
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3・4 略
（地方卸売市場の認定）
第13条 卸売市場であつて、第5項各号に掲げる要件に適合しているものは、（中略）都道府県知事（中略）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。
2～7 略
（準用）
第14条 （前略）第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、（中略）読み替えるものとする。